

総行行第28号
令和3年1月29日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について (通知)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第4号。以下「改正省令」という。)は令和3年1月29日に公布及び施行することとされるとともに、令和2年総務省告示第273号(地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件)を廃止する令和3年総務省告示第18号(以下「廃止告示」という。)を同日に公布及び施行することとされました。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定に基づき、普通地方公共団体が契約につき契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約記録」という。)を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長等が契約の相手方とともに、電子契約記録に当該地方公共団体の長等及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電子契約記録が改変されているかどうかを確認する等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は確定しないものとされた上で、同項に基づく改正省令による改正前の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)(以下「旧規則」という。)第12条の4の2第1項第1項の規定により一定の電子署名の措置を講ずることとするとともに、同条第2項の規定により電子情報処理組織を使用した場合に併せて送付するものとされる一定の電子証明書を定めていたものですが、改正省令及び廃止告示は、今般の一般的な商取引等における電子契約記録についての電子署名及び電子証明書の取扱いの状況を踏まえ、電子契約記録に講ずるべき電子署名及び電子証明書その他のこれに相当する方法(以下「電子証明書等」という。)の具体的な種類、内容等については、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条及び第3条等の解釈によることとし、地方自治法及びその関連法令における電子契約記録に係る当該一定の電子証明書の定めを廃止することとしたところです。

なお、改正省令により地方自治法施行規則第12条の4の2における電子証明書の定めが廃止された後においても、電子情報処理組織を使用して行う電子契約記録について同条第1項に規定する電子署名の措置を講じる際には、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項等に規定する電子署名であることが求められるものですが、地方公共団体における運用上の参考となるよ

う、この場合の電子契約記録における電子署名及び電子証明書等の運用に関して留意すべき事項は別途通知することとします。

貴職においては、改正省令及び廃止告示の施行を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置として、地方公共団体の契約実務における対面手続の見直し等を図る観点から、電子契約記録の導入を積極的に検討する等、適切に対応するとともに、貴都道府県内の市区町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。